

埼玉県土地開発公社建設工事等総合評価方式試行要綱

(令和8年7月28日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県土地開発公社(以下「公社」という。)が発注する建設工事又は建設工事に係る業務委託(以下「建設工事等」という。)の請負契約において、埼玉県土地開発公社財務規程第74条の規定により、価格及びその他の条件が公社にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を、落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価の実施)

第2条 工事の入札を総合評価方式で執行することについては、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)に諮り、埼玉県土地開発公社理事長(以下「理事長」という。)が決定する。

2 前項で執行を決定した建設工事等の評価項目や配点、落札者の決定方法等(以下「落札者決定基準」という。)は、工事を所管する課長又は主幹が設定案を作成する。

(落札者決定基準及び落札者決定方法)

第3条 前条にある落札者決定基準は、技術審査会が決定するものとする。

2 落札者を決定しようとするときは技術審査会に諮り、理事長が決定するものとする。

3 技術審査会は、業者選定委員会が兼ねるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 理事長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し、学識経験を有

する者2人以上の意見をあらかじめ聴かなければならない。

一 入札を行うとき、落札者決定基準に対する意見

二 落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要の有無についての意見

三 前号において改めて意見を聴く必要があるとき、落札者の決定についての意見

2 前項の学識経験者は、理事長が委嘱するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、工事の総合評価方式の試行に当たり必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和8年7月28日から施行する。